

## 国勢調査

### 【基幹統計調査】

### 【実施機関】

総務省統計局統計調査部国勢統計課

### 【目的】

統計法(平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。)第 5 条第 2 項の規定に基づき、国勢統計(法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する基幹統計)を作成し、国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得る。

### 【公表】

インターネットへの掲載又は結果表を閲覧に供する方法(集計区分に応じ、集計の完了したものから順次公表)、官報に公示(人口速報集計による全国・都道府県・市区町村別の人口総数：調査実施年の翌年 2 月末まで、人口等基本集計による全国・都道府県・市区町村別の人口総数及び世帯数：調査実施年の翌年 10 月末まで)

### 【調査の構成】

1-国勢調査 調査票

## 1-国勢調査 調査票 (平成 22 年)

### 【調査対象】

(地域)全国(総務省令で定める島を除く) (単位)世帯 (属性)本邦に常住する者

### 【調査方法】

(選定)全数 (客体数) 130,000,000 (配布)調査員 (取集)調査員・郵送・オンライン (記入)併用 (把握時)調査実施年の 10 月 1 日午前零時現在 (系統)総務省-都道府県-市町村-指導員-調査員-報告者

### 【周期・期日】

(周期)5 年 (実施期日)調査実施年の 9 月 23 日～10 月 24 日

### 【調査事項】

- ア. 氏名、イ. 男女の別、ウ. 出生の年月、エ. 世帯主との続柄、オ. 配偶の関係、
- カ. 国籍、キ. 現在の住居における居住期間、ク. 5 年前の住居の所在地、
- ケ. 在学、卒業等教育の状況、
- コ. 就業状態 (主に仕事、家事などのほか仕事、通学のかたわら仕事、仕事を休んでいた、仕事を探していた、家事、通学、その他)
- サ. 所属の事業所の名称及び事業の種類、
- シ. 仕事の種類、
- ス. 従業上の地位 (正規の職員・従業員、労働者派遣事業所の社員、パート・アルバイト・その他、会社などの役員、自営業主、家族従業者、家庭内の賃仕事)
- セ. 従業地又は通学地、ソ. 従業地又は通学地までの利用交通手段、

ク. 世帯の種類（一般世帯と施設等の世帯など）、キ. 世帯員の数、  
ク. 住居の種類（持家、賃貸など）、ケ. 住宅の床面積、コ. 住宅の建て方（戸建て、共同住宅等）

（ただし、西暦の末尾が5の年に行う調査は簡易な方法による調査で、キ、ク、ケ及びコに掲げる事項を除く）

（平成25年11月更新、総務省統計局「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」：  
平成21年10月2日承認）